

食安輸発1119第1号

平成21年11月19日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

カナダ産亜麻の取扱いについて

標記については、平成21年11月13日付け食安輸発1113第1号に基づき輸入時の検査命令を実施しているところですが、その対象食品には検査の方法である「安全性未審査の遺伝子組換え亜麻(FP967)の暫定検査法について」(平成21年10月27日付け食安監発1027第2号)に示すとおり、亜麻穀粒であるので御了知願います。

なお、その他の亜麻加工品については、その原料が我が国で安全性未審査の遺伝子組換え亜麻でないことを確認するよう、輸入者に対し、自主管理の徹底について指導願います。